

< 18-15 >

2018年9月

先生各位

診療報酬適用のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、平成30年8月31日付「保医発0831第1号」厚生労働省保険局医療課長通知にて、平成30年9月1日より、検体検査実施料が新規適用となりましたのでご案内申し上げます。

また、平成30年8月31日付「保医発0831第11号」厚生労働省保険局医療課長通知にて、平成30年9月1日より、検体検査実施料の算定留意事項が改正となりましたのでご案内申し上げます。

謹白

記

■新たに検査料算定が可能となった検査項目

検査項目名	実施料	実施料区分	判断料区分
25-ヒドロキシビタミンD 〔ECLIA法〕	117点	「D007」 血液化学検査	生化学的 検査（I）

■算定留意事項が改正された項目

検査項目名	実施料	判断料区分
BRCA1/2遺伝子検査	20,200点	血液学的検査

以上

※詳細は裏面をご覧ください。

●新規保険収載項目の詳細内容

検査項目名	実施料	実施料区分	判断料区分
25-ヒドロキシビタミンD 〔ECLIA法〕	117点	「D007」 血液化学検査	生化学的 検査（I）

ア ECLIA法を用いた25-ヒドロキシビタミンDは、区分番号「D007」血液化学検査の「30」KL-6の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査は、原発性骨粗鬆症の患者に対して、ECLIA法により測定した場合にのみ算定できる。ただし、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回に限り算定する。

ウ 本検査を行う場合には、関連学会が定める実施方針を遵守すること。

※検査の実施につきましては現在検討中です。

●算定留意事項が改正された項目

検査項目名	実施料	判断料区分
BRCA1/2遺伝子検査 ※	20,200点	血液学的検査

[注] 下線部が追加変更されました。

*：(3) BRCA1/2遺伝子検査は、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査の所定点数2回分、区分番号「D006-4」遺伝学的検査「3」処理が極めて複雑なものの所定点数2回分を合算した点数を準用して算定できる。

ア 転移性又は再発乳癌患者の全血を検体とし、PCR法等により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、BRCA1遺伝子及びBRCA2遺伝子の生殖細胞系列の変異の評価を行った場合に限り算定する。

イ 本検査は、化学療法の実験を5年以上有する常勤医師又は乳腺外科の専門的な研修の実験を5年以上有する常勤医師が1名以上配置されている保険医療機関で実施すること。

ウ 本検査は、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関で実施すること。ただし、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関との連携体制を有し、当該届出を行っている保険医療機関において必要なカウンセリングを実施できる体制が整備されている場合は、この限りではない。

エ 本検査の実施に際し、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査及び区分番号「D006-4」遺伝学的検査の点数を準用して算定する場合は、「注」に定める施設基準の規定は適用しない。

※平成30年7月31日厚生労働省保険局医療課「事務連絡」により、検査項目名称が「BRCAanalysis診断システム」から「BRCA1/2遺伝子検査」に改正されています。